

会 議 録 目 次

平成 2 9 年第 2 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

平成 2 9 年 4 月 5 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

仮議席の指定について……………	4
日程第 1 議長の選挙について……………	4
日程第 2 議席の指定について……………	5
日程第 3 会議録署名議員の指名について……………	6
日程第 4 会期の決定について……………	6
日程第 5 副議長の選挙について……………	6
日程第 6 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について……………	8
日程第 7 常任委員会委員の選任について……………	8
日程第 8 議会運営委員会委員の選任について……………	8
日程第 9 議会広報広聴調査特別委員会の設置について……………	8
日程第 10 同意第 2 号 監査委員の選任の同意について……………	13
日程第 11 同意第 3 号 監査委員の選任の同意について……………	15
日程第 12 報告第 1 号 損害賠償額の決定について……………	16
日程第 13 報告第 2 号 工事請負契約の変更について（海田市駅南口土地区画整 理事業 中店窪町線外整備工事その 2）……………	22
日程第 14 承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一 部を改正する条例）……………	23
日程第 15 第 19 号議案 海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	27
追加日程第 1 発議第 2 号 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査 特別委員会設置に関する決議（案）について……………	28
追加日程第 2 発議第 3 号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）について……………	29
追加日程第 3 発議第 4 号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議 （案）について……………	30
追加日程第 4 発議第 5 号 海田公民館整備特別委員会設置に関する決議（案） について……………	31
追加日程第 5 発議第 6 号 閉会中の継続調査事件について……………	33
（閉 会）……………	33

平成29年第2回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成29年4月5日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 4月5日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町       | 長 | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部     | 長 | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次   | 長 | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課     | 長 | 吉 本 真   |
| 税 務 課     | 長 | 近 森 茂   |
| 建 設 課     | 長 | 木 村 生 栄 |
| 教 育       | 長 | 田 坂 裕 一 |
| 教 育 次     | 長 | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 小 林 伸 二 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 修 治 |
| 主 任 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

仮議席の指定について

日程第1 議長の選挙について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第4 会期の決定について

日程第5 副議長の選挙について

- 日程第6 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 議会広報広聴調査特別委員会の設置について
- 日程第10 同意第2号 監査委員の選任の同意について
- 日程第11 同意第3号 監査委員の選任の同意について
- 日程第12 報告第1号 損害賠償額の決定について
- 日程第13 報告第2号 工事請負契約の変更について（海田市駅南口土地区画整理事業  
中店窪町線外整備工事その2）
- 日程第14 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正  
する条例）
- 日程第15 第19号議案 海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 発議第2号 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員  
会設置に関する決議（案）について
- 追加日程第2 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）について
- 追加日程第3 発議第4号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議（案）につ  
いて
- 追加日程第4 発議第5号 海田公民館整備特別委員会設置に関する決議（案）について
- 追加日程第5 発議第6号 閉会中の継続調査事件について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○事務局職員（戸成）皆さん、おはようございます。この度は海田町議会議員一般選挙で  
のご当選、おめでとうございます。

本臨時会是一般選挙後の最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第  
107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出  
席議員中、前田議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。前田議員、  
議長席にお着き願います。

○臨時議長（前田）ただいま紹介されました前田でございます。地方自治法第107条の規定  
により、臨時に議長の職を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成29年第2回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。仮議席はただいまご着席の議席と指定します。

なお、本日は報道のためカメラ等の持ち込みを許可しておりますので、ご了承ください。

~~~~~〇~~~~~

○臨時議長（前田） 日程第1、議長の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田） 投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（前田） ただいまの出席議員数は16名です。投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○臨時議長（前田） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○事務局職員（戸成） 1番、小田議員、2番、竹本議員、3番、富永議員、4番、大高下議員、5番、大江議員、6番、兼山議員、7番、下岡議員、8番、住吉議員、9番、宗像議員、10番、桑原議員、11番、久留島議員、12番、岡田議員、13番、多田議員、14番、崎本議員、16番、佐中議員、最後に前田臨時議長。

○臨時議長（前田） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番、小田議員、2番、竹本議員を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（前田）選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。有効投票数16票、無効投票数なし。有効投票中、桑原議員10票、前田議員5票、崎本議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。よって、桑原議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました桑原議員がおられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。桑原議員から議長就任の挨拶をいただきたいと思います。桑原議員。

○議長（桑原）ただいま紹介いただきました桑原公治でございます。この度は図らずも海田議会議長という大任をお受けすることになり、誠に光栄に存じております。これから海田町には重要案件が山積しており、皆様とともに考え、ともに立ち向かってまいりたいと考えております。また、議会運営に当たっては、公正かつ民主的に行うことを第一とし、町民の皆さんの思いが町政に反映できるように私なりに努力をさせていただきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、これをもって就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（前田）それでは、議場閉鎖を解除いたします。

(議場解除)

○臨時議長（前田）以上で議長の選挙を終わります。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。桑原議長、議長席にお着き願います。

○議長（桑原）議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。再開時間は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前09時15分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第2、議席の指定を行います。各議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定に

より、議長において指定をいたします。議員各位の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長（中川） 1 番、小田議員、2 番、竹本議員、3 番、富永議員、4 番、大高下議員、5 番、大江議員、6 番、兼山議員、7 番、下岡議員、8 番、住吉議員、9 番、宗像議員、10 番、久留島議員、11 番、岡田議員、12 番、多田議員、13 番、崎本議員、14 番、前田議員、15 番、佐中議員、16 番、桑原議員。

○議長（桑原）ただいま事務局長が朗読しましたとおり議席を指定いたします。なお、ロッカー等は後日変更いたしますので、お知らせしておきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より 1 番、小田議員、2 番、竹本議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 5、副議長の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（桑原）ただいまの出席議員数は 16 名です。投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（桑原）異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投

票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○事務局長（中川） 1 番、小田議員、 2 番、竹本議員、 3 番、富永議員、 4 番、大高下議員、 5 番、大江議員、 6 番、兼山議員、 7 番、下岡議員、 8 番、住吉議員、 9 番、宗像議員、10番、久留島議員、11番、岡田議員、12番、多田議員、13番、崎本議員、14番、前田議員、15番、佐中議員、最後に桑原議長。

○議長（桑原）投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番、富永議員、4番、大高下議員を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（桑原）選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。有効投票数16票、無効投票数ゼロ。有効投票中、住吉議員12票、下岡議員4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。よって、住吉議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました住吉議員がおられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。住吉議員から副議長就任の挨拶をいただきたいと思います。住吉議員。

○副議長（住吉）副議長に就任いたしました住吉です。まずもってこの場をお借りいたしまして、私のような若輩者をご指名いただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。

議長をサポートし、また、海田町議会が執行部の監視機関たる本領を全力で発揮できるよう職務遂行に当たってまいりますので、皆様方のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、はなはだ簡単ではありますが就任の挨拶と代えさせていただきます。

○議長（桑原）それでは、議場閉鎖を解除いたします。

（議場解除）

○議長（桑原）以上で副議長の選挙を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。再開時間は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時16分 休憩

~~~~~○~~~~~

日程第6、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推薦があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

○議長（桑原）指名推薦の声がございますので、指名推薦の方法により行いますが、これにご異議ございませんか。

○議長（桑原）異議なしと認めます。それでは、任命権者はどなたにしましょうか。

○議長（桑原）議長一任という声がありますので、私が指名することにいたします。これにご異議ございませんか。

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、私が指名することに決します。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に久留島議員を指名したいと思います。お諮りいたします。

ただいま、私が指名いたしました久留島議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に選任することにご異議ございませんか。

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、久留島議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選いたしました久留島議員がおられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

8

ついてを議題といたします。議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査をすることといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定します。兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。日程第7から日程第9の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長、副議長を含む7名の方を選任いただいて、選考委員会において各委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任につきましては議長に一任したいと思います。なお、各常任委員会及び広報広聴調査特別委員会については、これまでどおり各議員に希望をとっていただきたいと思います。

以上、動議を提出いたします。

（「動議賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）ただいま兼山議員より、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について、正副議長を含めた7名の選考委員を選出してそこで選出されるよう、また、選考委員の選任については議長に一任し、各常任委員会及び広報広聴調査特別委員会については希望をとられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので本動議は成立します。よって、本動議を直ちに議題として採決をいたします。お諮りします。

本動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決します。

それでは、選考委員を指名します。選考委員は正副議長並びに崎本議員、多田議員、佐中議員、大高下議員、兼山議員、以上7名を選考委員に決定いたします。

これより、各常任委員会及び議会広報広聴調査特別委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び常任委員会の第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思います。また、広報委員を希望される方はその欄に丸印を記入してく

ださい。では、用紙を配付します。

記入漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 用紙を回収します。

選考委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。再開時間は追って通知いたします。選考委員の方は委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。ただいま選考委員会において各常任委員会の割り振りが決まりましたので、報告いたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に大高下議員、富永議員、大江議員、久留島議員、岡田議員と私の以上6名、福祉厚生委員会委員に小田議員、竹本議員、住吉議員、多田議員、佐中議員、以上、5名。建設産業委員会委員に兼山議員、下岡議員、宗像議員、崎本議員、前田議員、以上、5名。予算委員会委員に全議員をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定いたします。なお、議長は公平中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。委員会条例第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員に大高下議員、大江議員、下岡議員、久留島議員、崎本議員、佐中議員、多田議員、以上、7名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定いたします。

議会広報広聴調査特別委員会委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、小田議員、富永議員、大高下議員、宗像議員、岡田議員、多田議員、以上、6名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定いたします。

それでは、予算委員会から委員会室で正副委員長の互選を行ってください。また、予算委員会互選終了後に総務文教委員会は議員控室、福祉厚生委員会は議長室、建設産業委員会は委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。なお、議会運営委員会については各常任委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、また、広報広聴調査特別委員会については議会運営委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。

暫時休憩します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前11時19分 休憩

午前11時59分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務文教委員会委員長、大江議員、副委員長、大高下議員。福祉厚生委員会委員長、佐中議員、副委員長、多田議員。建設産業委員会委員長、宗像議員、副委員長、崎本議員。予算委員会委員長、崎本議員、副委員長、佐中議員、以上でございます。

続いて、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。議会運営委員会委員長に多田議員、副委員長に佐中議員と決定いたしました。

続いて、議会広報広聴調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。議会広報広聴調査特別委員会委員長に宗像議員、副委員長に富永議員と決定いたしました。

以上で、日程第7から日程第9に至る各案件についての審議を終了いたします。

この際、暫時休憩します。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前12時00分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決定しております。

会議に先立ちまして、先般の議会議員選挙によって新たに当選されました小田議員と竹本議員が議場におられますので、ご紹介申し上げます。小田議員、ご挨拶をお願いします。

○1番（小田）この度、議会議員選挙におきまして、町民の皆様の真心からのご支援によりまして、初当選をさせていただきました公明党の小田久美子でございます。海田町発展のため全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

諸先輩議員の皆様、そして、町長はじめ職員の皆様、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（桑原）続いて、竹本議員、ご挨拶をお願いいたします。竹本議員。

○2番（竹本）失礼します。この度、初当選をしました竹本誠です。これから町民のため、町政のため頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（桑原）この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田）本日は大変お忙しいところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。去る3月26日に執行の海田町議会議員一般選挙におきまして、ご当選の栄誉を担われ、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえない次第であります。今後、町政の発展のため、格別のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本町の平成29年度予算につきましては、去る2月議会におきましてご説明申し上げ、議決いただいているところでございます。平成29年度は、総合計画、後期基本計画に沿って海田町らしいオンリーワンの町としての発展を目指すとともに、総合戦略に

よる地方創生実現に向けた各種施策を推進する予算としております。重点的に推進する施策といたしましては、「子どもが元気に育つまちづくり」、「安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり」、「交通ネットワークが整い都市機能が充実したまちづくり」の3つの柱を掲げ、海田町らしい魅力あるまちづくりを目指していききたいと考えております。

最後に、今議会には同意2件、報告2件、承認1件、条例改正1件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（桑原）以上で町長の発言を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、同意第2号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第2号、監査委員の選任の同意について。監査委員であります内田和彦さんの任期が平成29年4月9日をもって満了となることに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は引き続き、内田和彦さんでございまして、経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、同意第2号、監査委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

監査委員の内田和彦さんの任期が、平成29年4月9日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、内田和彦さんを監査委員としてお願いするものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者を議会の同意を得て町長が選任するものでございまして、任期は4年でございます。

それでは、内田和彦さんの経歴についてご説明いたします。住所は議案書に記載のとおりでございます。生年月日は昭和28年3月18日で、現在、64歳でございます。職歴でございますが、昭和50年4月に海田町に採用され、平成9年10月、総務課情報調整室長、平成11年7月、高齢福祉課主幹、平成12年10月、企画部財政課長、平成18年4月、福祉保健部長、平成21年4月より福祉事務所長を兼職、平成23年4月、総務部長、平成25年3月に海田町を定年退職され、平成25年4月より代表監査委員に就任されておられます。これまでの実績を踏まえ、適任であると判断し、監査委員として同意をお願いするもの

でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。優れた人で実績のある人というのは承知をしておるわけですが、これまで、代表監査委員として4年務められましたけれども、これまでの経緯から見ると、2期やったのは私は覚えていないんですね。1期4年間でみんな終わっておるんですが、2期目をお願いするその理由は何か、先ほど優れたとか、あるいは人格が高潔であるとか、いろいろ言われましたけれども、2期目に監査委員として提案をされておる、どういう理由なのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）いわゆる自治法で言いますと、財務管理でございますとか、行政運営に優れた識見をお持ちの方というのが自治法で定められております。そういう意味で、内田さんにつきましては、職員時代いわゆる予算から会計から、様々な財務管理につきまして精通しておられると同時に、また、行政事務につきましても、様々な部長を経験されておりますし、と同時に、あと、職員に関しましても非常に厳しく接しておられます。そうした中で、職員の意識改革等につきましても、これまで少しずつ進めておりましたが、これまで以上にまたその辺をご指導、ご指摘いただきたいということで、改めてお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、同意第2号について採決いたします。お諮りいたします。

同意第2号についてはこれに同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第2号についてはこれに同意することに決定します。

この際、監査委員の選任議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長（桑原） 日程第11、同意第3号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

(除斥議員退席)

○町長（西田）同意第3号、監査委員の選任の同意について。監査委員であります多田雄一さんの任期が平成29年3月31日をもって満了となったことに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、兼山益大さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させていただきます。

○総務部次長（門前）それでは、同意第３号、監査委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の２ページをご覧ください。

それでは、兼山益大さんの経歴についてご説明いたします。住所は議案に記載のとおりでございます。生年月日は昭和47年5月31日で、現在44歳でございます。議会での経歴でございますが、平成21年に海田町議会議員に初当選され、現在3期目でございます。議会常任委員会につきましては、福祉厚生委員会、建設産業委員会、総務文教委員会の委員を歴任されておられます。また、平成27年には福祉厚生委員会委員長に就任されておられます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、同意第3号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第3号についてはこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第3号についてはこれに同意することに決定します。兼山議員の除斥を解きます。

（除斥議員着席）

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、報告第1号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第1号、損害賠償額の決定について。海田小学校内で発生した事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、報告第1号、損害賠償額の決定について、ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。

損害賠償額の決定について、地方自治法第108条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は31万7,000円でございます。専決処分年月日は、平成29年3月17日でございます。

事故の概要についてご説明いたします。平成28年12月2日午後6時ごろ、海田小学校敷地内において債権者の車両がグレーチング上を走行した際、グレーチングの一部が跳ね上がり、車体下部を損傷したものでございます。過失割合については、当方を10割と定め、示談を締結したものでございます。この度の損害賠償額の決定は、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての議決に定める法律上その義務に属する損害賠償で、その額が100万円以下の損害賠償の額を定めるものでございましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

失礼いたしました。先ほど、根拠法を第108条第1項と発言いたしましたが、正しく

は第180条第1項の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。12月2日と言いましたか、これは純然たる民間の方ですよね。こういう人が校内に車に入った、この理由を教えてください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）この車を運転された方は、海田小学校の児童クラブにお子さんを迎えに来られた方でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）確か海田小学校へ入る所にグレーチングが、かちゃんかちゃんという音がする所が確か1か所あったと思うんですが、どういうふうな形でこの事故になったのか、事故の内容をもっと詳しくお知らせいただけないでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）海田小学校の正門から入りまして、校舎に向かって左折し、ちょうどT字路になっている所のコーナーでございます。そのT字路のコーナーの所のグレーチングの面を左折しようとしたときに、このグレーチングの上に車両が乗り損傷したものでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）その損傷、結構な金額ですよ、これ。ただ、跳ね上げてバンパーが故障したぐらいでは、傷が付いたぐらいではこの金額にならんと思うんですが、これだけの金額になった理由をお願いします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）被害の状況をちょっと申し上げるんですが、いわゆる損傷箇所につきましては、ちょうどグレーチングが跳ね上がって突き刺さるといいますか、今のセンターフロアパネルという所になるので、ちょうど下部の所で骨格の部分になるので、そこが大きく損傷して今回のような被害といえますか、損害を与えたという、状況としてはそういうことでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。議会をして事故報告ということですが、我々は的確な

そういう損害賠償なのかどうか、ここに着眼を置いて見るわけですね。先ほど、グレーチングが上がって突き刺さったという説明、そこまではいいんですが、しかし、それが一般から見て軽自動車なのか普通車なのか、しかも外車なのか、余りにも高いし、例えば、軽自動車であれば中古であつたら1台買えるような値段を補償している。そういうことになると、本当にその過失割合が10割だと言うんですけれども、的確な判断のもとでやっているのかどうか、ここに私は目を向けて見ておるんです。担当者としてどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）改めてちょっと状況を説明させていただくんですが、ですから、今の車体の底の部分、底の骨格の部分の大きく損傷しているので、そこを直そうと思ったら、実際に底が大きく切れとるような形で、改めて溶接補修というような形をとっています。それでその際に、床部分ですから、いわゆるシート、座席シートを全部取り外す必要があるということで、そういう中でこれにつきましては、保険会社の方で詳しく一つ一つ状況を確認しながら、そして、その内容につきましては、主に部品代になるんですが、そういった取り外したりとか、そういう部分のそういう作業、それについて金額的には大きく掛かっている状況でございます。

○議長（桑原）次長、車の車種とか、そういったことを質疑されたと思うんですが。総務部次長。

○総務部次長（門前）車種につきましては、1,500ccの日産キューブという車両になります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。今の話を聞いとったら、この車がそこを通ってそういうふうになったんだけど、この車でなくても、ほかの車でここを通ったら同じような格好になってくると思うんですけれど、車でよかったのか分らないんですけど、もし、子どもたちだったら結構なけがをするんじゃないかと思うんですけれども、その辺の安全点検いうか、そういうのはどういうふうになつとるんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）学校の安全点検につきましては、毎月1回行っております。この場所におきましても、グレーチングとスチール板となっておりますが、子どもがその上を踏んでも大丈夫という想定で、実際に教職員が足で踏んで確認をしておりましたが、

車が通行してということは想定しておりませんでしたので、このような事案につながったものであります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）車が走行することを想定していなかったということは、本来、そこは車が通るべき所ではなかったということでしょうかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）実際に保護者のお迎えや、教職員の車も通る所でございますが、実際の通路よりも少し内側で、いわゆる巻き込んだ所がありましたので、ただ、そこも車の通行範囲でございますので、通っていけない所ではない所でございます。ただ、少し本来の通行よりもやや内側だったということでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、課長、先ほど来、入ったとか、がたんがたん音がしとったというような文言もあったわけですが、月に1回点検をしている、足で踏んでみた。この答弁と質疑の中の文言の差異、これについてどうなのか、まず、これ1点目。そういう日頃の管理というか、そこらがちょっと違ふとるんじゃないか。

それともう一つは、子どもを迎えに来たということで学校の中に入った。日頃のことも含めてどのようにそこらを管理しとるのか。極端な話をしたら、学校のグラウンドの中に車で入って走り回るのか、正門に入った所でいいんじゃないのか。場合によっては正門の外で待機というか、日頃ここらの管理をどのようにしておるのか。ただ、何か知らんけども校内に入って、グレーチングを踏んだ、傷付いたから弁償しました、当方100%です。僕はあまりにも、そこらあたりが甘いのではないか。要するに管理というものをどういうふうにしておるか、それこそ、そういうのを含めて、管理の仕方というか、送迎時の要するに見送る範囲ということ、取りあえずそれだけ、まず3点。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）学校の安全点検につきましては、先ほども答弁をいたしましたように、学校も、そして教育委員会の方も児童がその上を通っても大丈夫だという視点でのみの安全点検をしていました。その点では結局、委員会としても学校に対する指導が十分でなかったと反省をしております。その後、学校に対してもそういった車が通る所でございますので、そういった面での安全点検をするようには指導しております。

また、実際に子どもの迎え等でその場所をどのように通っていたかでございますが、

運動場の中等は入れないようにフェンス等をしております。正門から入って、このグレーチングのありました通路を通して、校舎の前に車を止めて子どもを迎えるというような感じにしておりました。

以上でございます。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）申し訳ございません。実際に子どもが通って溶接が少し甘い所がございましたので、音がしましたが、そのときの点検では大きなけがや事故にはつながらないという判断でございました。ただ、その点に関しても、教育委員会としても判断が甘かったと思いますので、今後、そういうことで指導をしておりますので、今後は気を付けてまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）続けて言いますが、送迎だからどこまで入って行ったのか、体育館というのか、そこの前まで行ったのか、そこまで入る必要があるかということを先ほども、ちょっと言い掛けたんですけどね。例えば、正門に入った所のあたりで待機して、道路で待てというのは危険かも分らんけど、そこは日頃の管理というか、起こったことを言うてもしょうがないかも分らんけども、今後、ここらを含めてどのように指導というのか、学校の施設管理というのか、そこらを考えるか。そこらを何か併せて検討したのか、既にこれは4か月前の話をしとるわけだからね。ただ単に補償したからいいよ、このぐらいで考えておるのか、その後の対策とか対応、これはどうですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）海田小学校は、正門を入った一番奥に児童クラブがございます。送迎自体を車で行ってはいけないというルール、規則等はございませんので、実際問題として保護者の多くの方が車で迎えに来られているというのが今の現状でございます。入り口の所でUターンできるほどのスペースがあればいいんですが、実際問題は玄関の左右の職員の駐車場でUターンをして迎えを済ませ、出て行かれるというのが現状ですので、物理的にあのグレーチングの上を通らないと実際には道路で待つていただくという状況になります。

その後の対応といたしましては、やはり、グレーチングについては先ほどお答えをさせていただきましたけれども、入るであるとか、通る場所、つまり内側に入ったら危ないであるとか、Uターンする場所等の確保についても学校の職員の中での共通認識等を

持つとともに、日々の安全点検に努めているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）答弁は非常にいいですよ、安全点検に努めると。足で踏んでみたら音がしたけども、安全であると、これはもう完全に判断ミスなのは明確なんですね。そんな足で踏んでちょっと音がするぐらいで大丈夫やろう、車が通ったら大事になった。何か知らんけども、はっきり言っていい加減であると。今の次長の答弁でもそのように思うが。

そういうことでフリーで出入りをさせておる。それで、Uターンする所がないと、裏の通路の所にもあるし、それから、給食の車両が出入りするあそこなんか、いとも簡単に方向転換できる。なぜ、そういう指導とかそういうことをやらんの。事が起きて、いつもその場限りの答弁をして何とか逃れようとするわけやな。いわゆる言い逃れ以外の何者でもない、反省の弁、態度がどこにもない。だから、こういうことで損害賠償なんかはしょっちゅう起きておる。いつもその場限りで逃れようとしとる。音がするなら、少なくとも車が踏んで跳ね上がるというのだから、相当曲がっとはずなんよ。ただ単に踏んで音がする、生易しい程度のものではないと思うんです、私は。承知しておった、踏んでも大丈夫だけど、車が踏んだら持ち上がるという、それで車体に突き刺さるような状態が起きた。何か知らんけど、何とかその場を逃れよう、もう言いたくなくても、段々こうやって言うようになるわけよ。それで、子どもを迎えるために児童館が奥の方にあって、そこまで行かないかん。駐車する方から入るのやったら、真っ直ぐすぐ直線じゃないですか。だから、日頃の管理が甘い、その場限りの答弁だというのはここなんだよ。責任も含めてどうなのか。もうこれ以上ぐちゃぐちゃ言うても元には戻らんのですね。その場限りの答弁だけはやめてほしい。

今後、町長、教育長も含めて、こんないい加減なことで、そんなんが起きる度に、今後気を付けます、二度と起こさないとか、何かそれらしき言い訳しとる。ところが大げさに言うと、年にこれは3回、4回起こっている。毎回議会の度に出てくる。それで、職員を指導します。ついでに職員の指導も含めて、そこらのことを。

それから、教育委員会としても今後、学校とか、こういう音がするとかいうようなことがあるときに、いち早くその対応をする必要があると思うが、そういう指導というのか、そういうものを見つけた、そういうときの対策を今度はどのように学校に指導をしていくのか。例えば、ベニヤ板が風でぽかぽかしとると、例えばの話よ。台風が来たら

それが飛んで誰かに当たった。そういう、あそこのベニヤがぼかぼかしとるよというような通報とか何かがあったときに、どのように、うわー、台風が来るまでどうしようもないとほっておくのか、緊急にやるのか、そこらを含めて答弁を願いたい。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）今回の損害賠償につきましては、学校の校内で起きたことですので、教育委員会として責任を感じております。今の指導のことからまずお答えをいたしますと、学校の方と今回のことを受けて、本来の安全点検については校長会等で学校からの話も聞きながら対応しているところでございますが、今、お話がありましたので、気になる所の破損でありますとか、何かが外れておりますだとか、音がするというものについては、逐次安全点検を毎月しておりますので、それを提出させる等、こちらで早く把握をするように取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、グレーチングにつきましては、今回元々カーブになっている所ですので、溶接をし直して対応しておるところでございます。また、あの上を車が通らないようにプランターを置いて保護しています。できる限りのことは対応をして安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）町長、町長としてどのように考えるかという質疑があったと思うんですが、お答えできますか。町長。

○町長（西田）今、教育長の方も申し上げましたように、日頃の点検をきっちり励行するように指導してまいりますとともに、点検をしっかり今後進めてまいると同時に、安全確保に努めてまいりたいというふうに思います。更には、職員の指導においてもそれらのものを励行できるような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（桑原）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、報告第2号、工事請負契約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第2号、工事請負契約の変更について、平成28年第34号議案により議決を得た、海田市駅南口土地区画整理事業、中店窪町線外整備工事その2の工期の変更について専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させていただきます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、報告第2号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。

専決処分の内容は、平成28年第34号議案により議決を得た、海田市駅南口土地区画整理事業、中店窪町線外整備工事その2の請負契約の工期について、工期の末日を平成29年3月24日までとしていたものを、平成29年5月19日までに延長するものでございます。専決処分年月日は、平成29年3月15日でございます。本事業については、先の2月議会において警察指定業者しかできない交差点改良に係る信号機工事の関係で、指定業者の確保に不測の日数を要し、平成28年度中の完了が見込めないため、繰越明許費の議決をいただいております。この度の変更契約は、海田町議会委任による町長の専決事項の指定についての議決に定める、2か月を超えない範囲内の工期の変更でございましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第14、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部を

改正する条例につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上  
必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、本年 3  
月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担  
当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、承認第 1 号、専決処分をした事件の承認についてご説明い  
たします。

議案書 5 ページをお開きください。地方自治法第179条第 1 項の規定により、海田町  
税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に  
より町議会に報告し、承認を求めるものでございます。専決処分の内容については、別  
紙専決処分書のとおりで、専決処分年月日は平成29年 3 月31日でございます。

議案書 6 ページをお開きください。資料については、資料 1 の海田町税条例の一部を  
改正する条例の概要、資料 2 の海田町税条例新旧対照表をお願いします。改正内容につ  
いては、資料 1 の条例の概要でご説明いたします。

今回の改正は、平成29年度の税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴  
い、平成29年 4 月 1 日までに税条例の改正を要するものについて専決処分を行ったもの  
でございます。主な改正についてご説明いたします。

まず、1 の固定資産税関係の改正ですが、（1）は震災等により、被災者生活再建支  
援法が適用された市町村の区域内で滅失、損壊した家屋及び償却資産に代わるものとし  
て取得する家屋及び償却資産の固定資産税について、被災者生活再建支援法適用後に取  
得した以後 4 年度分、その 2 分の 1 を減額する法改正に伴う規定の整備を行うものでご  
ざいます。

次に、（2）は高さが60メートルを超える居住用超高層建築物、いわゆるタワーマン  
ションの区分所有に係る固定資産税について、区分所有者全員による申し出があった場  
合には、その申し出割合により按分することができる法改正に伴う規定の整備を行うも  
のでございます。

次の（3）は、震災等により被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推  
進地域に定められた区域に所在した、滅失又は損壊したマンション等の敷地であった土  
地について、震災前の共有土地に係る固定資産税の税額の按分方法と同様に扱う期間を  
拡充する法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

(4)は震災等により、被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域に定められた区域に所在した、滅失又は損壊した住宅の敷地であった土地について、住宅用地とみなす期間を拡充する法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

次の(5)は、長期優良住宅の認定を受けて既存の住宅の耐震改修又は省エネ改修を行った場合、翌年度に限り固定資産税の減額措置を拡充する法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。この表は、現行の一般住宅及び長期優良住宅の耐震改修又は省エネ改修をした固定資産税額の減額割合が改正されるとどうなるかを記載したものです。現行の一般住宅及び長期優良住宅については、耐震改修は税額の2分の1が減額。省エネ改修については、税額の3分の1が減額となっています。改正後については、一般住宅は現行とそれぞれの減額割合は変わりませんが、長期優良住宅は耐震改修及び省エネ改修ともに税額の3分の2から減額されることになります。

次のページをお願いします。

2の軽自動車税関係の改正ですが、自動車メーカー等の燃費不正行為により、軽自動車税の納付不足額が生じた場合には、その自動車メーカー等に納付不足額を納める義務を課す等の法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

次に、その3としまして、先ほどの1及び2で説明しました主な改正以外につきましては、引用条項等の整理を行うものでございます。

最後に、施行期日はいずれも平成29年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）まず、この条例改正、条例改正の中身についてどうのこうの言う気はありませんけれども、これ、緊急性をもって条例改正をしなければならなかったから専決処分をされたと、こういう説明がございましたけれども、この緊急性の問題、震災、今は起こっていない、そのための課税はどうすれば。60メートル以上の建物が海田町にございますか、現実にあるんですか、ないんでしょう。ないのに専決処分をして緊急性をもってやらなければいけない理由がよく見えない。

それから、軽自動車の関係についても、直接的にはメーカーとのやりとりであって、住民に直接関係のある問題ではない。それを専決で、緊急性をもってしなければならぬ理由がよく分からないんですが、後から臨時会へこれはちゃんと条例を出されて、そ

れから、遡り規定で4月1日から適用するで、これでなぜできない。その緊急性がきちんと説明されていないんですが、その緊急性についてきちんとした説明をお願いします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）専決処分を行った理由につきましては、まず、資料1の条例の対応で説明させていただきます。

まず、1の固定資産税関係の改正部分の（1）、（3）及び（4）につきましては、万が一、町内に震災等が発生した場合、議会の開催や実務ができるかどうか等につきまして不透明であるため、万一に備え専決処分を行ったものでございます。

次に、（2）につきましては、条文中も引用しています地方税法施行規則の第15条の3第2項が、同条第3項になったこと。及び同条第13条の3の2が新設されたためでございます。

（5）につきましては、既存の住宅に関し、認定長期優良住宅の耐震改修等の申告書が新設されたことで、専決処分をしなければ条例改正をしない間にその申告書が提出される可能性があったためでございます。

次に、2の軽自動車税関係の改正部分でございますが、燃費不正行為を行った自動車メーカー等に対し、平成29年度以後の軽自動車税の納付不足額を納める義務を課す等を適用することとなっておりますことから、条例の方も平成29年、軽自動車税の賦課期日に間に合うよう専決処分を行ったというものでございます。

○議長（桑原）60メートルを超える建物があるのかという質疑があったと思いますが、税務課長。

○税務課長（近森）申し訳ありません。60メートルを超える建物については、海田町内にはございません。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）この説明は分かるので、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、これはいつ改正されましたか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）これは、平成29年3月27日でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）もっと早かったら先に全協か何かで説明されるべきだったが、3月27日やったらしょうがないわけやの。それでは、国に対しても27日に改正して、4月1日か

ら施行するというような問題というのは、これはあるよ。3月27日に地方税法等を一部改正して、4月1日からこれを徹底せえというのは、こんなものめちゃくちゃよ、あんたに言うてもしょうがないのでええんじゃが、そういうことよ。

今後、こういうことがないように徹底せなだめよ、以上で終わる。

○議長（桑原）答弁よろしいですか。

○13番（崎本）もう終わる。答弁はないやろう。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、第19号議案、海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第19号議案、海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）第19号議案、海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。資料は資料3の海田町個人情報保護条例新旧対照表をご覧ください。改正の内容につきましては、資料3の新旧対照表でご説明させていただきます。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正がなされたことによるもので、海田町個人情報保護条例中の引用箇所条す

れが生じ、番号法第28条、この規定はマイナンバーが含まれる個人情報について、番号法に規定されている範囲を超えて利用してはならないという規定でございますが、これが第29条に繰り下げられるものでございます。施行期日は、平成29年5月30日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第19号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）ただいま、小田議員ほか14名から発議第2号、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議（案）が提出されました。本案は議会構成に関するもので緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第1として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第1、発議第2号、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。

これより、発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。

本案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第２号は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。

ただいま設置されました庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

この際、ただいま設置されました庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後１時５７分 休憩

午後２時０４分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に前田議員、副委員長に岡田議員と決定いたしましたので、お知らせいたします。

ただいま、小田議員外１４名から発議第３号、議会改革特別委員会設置に関する決議（案）が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第２として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第２として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第２、発議第３号、議会改革特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。

これより、発議第３号について採決を行います。お諮りいたします。

本案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

この際、ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、議会改革特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に多田議員、副委員長に富永議員と決定いたしましたので、お知らせいたします。

ただいま、小田議員外14名から発議第4号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議(案)が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第3として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 追加日程第3、発議第4号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議(案)を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。

本案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第４号は原案のとおりこれを決します。

ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 23 分 再開

~~~~~○~~~~~

ただいま、災害防止対策等調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に岡田議員、副委員長に大高下議員と決定いたしましたので、お知らせいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

3 1

論を省略します。

これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。

本案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。

ただいま設置されました海田公民館整備特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

この際、ただいま設置されました海田公民館整備特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の内選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時26分 休憩

午後2時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、海田公民館整備特別委員会において正副委員長の内選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に下岡議員、副委員長に宗像議員と決定いたしましたので、お知らせいたします。

この際、お諮りいたします。

大江議員外4名から発議第6号、閉会中の継続調査事件についての申し出がありました。本案は今後の委員会調査に関するもので、緊急を要する事件と認め、これを日程に追加し、追加日程第5として審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって発議第6号を日程に追加し、追加日程第5として審議することに決定しました。案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第5、発議第6号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。閉会中の継続調査事件について提案理由の説明をいたします。

議員各位にはご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。議会の閉会中においては、地方自治法第109条第1項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ調査を行うことができるものとされております。本案は各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について、議会の閉会中も継続して行えることとし、別紙のとおりそれぞれの所管事務調査等を行い、議員の資質の向上を図り、複雑化、専門化する行政に対応しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第6号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決します。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成29年第2回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午後2時36分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海 田 町 議 会 議 長

海田町議会臨時議長

海 田 町 議 会 議 員

海 田 町 議 会 議 員